

インフルエンザ様式 2026.1月～

保護者様

須坂創成高等学校長

学校において予防すべき感染症のうち、インフルエンザの出席停止期間の基準は、学校保健安全法の規定により「発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日（幼児にあつては3日）を経過するまで」となっています。

インフルエンザに感染した生徒は、法律の規定により出席停止となり、その間は学校を休んでも欠席日数には含まれません。なお、再登校するにあたり改めて治癒したかどうかについて医師の診察を受ける必要性については、医師の指示に従ってください。

インフルエンザが治癒し、登校するときは、この「治癒報告書」を担任に提出してください。

この報告書は、保護者の方に記入していただくものであり、医療機関に記入してもらうものではありません。

治癒報告書

長野県須坂創成高等学校長 様

年 組 番 生徒氏名

上記の者の下記疾患は、治癒していることを報告いたします。

記

| | |
|--|---------------|
| 疾患名 | インフルエンザ（A・B）型 |
| 発症日（咳・鼻水・発熱等かぜ様の症状が出た日） | 令和 年 月 日 |
| 受診した医療機関名 (検査キットで判明した場合はその旨ご記入ください) | |
| 医療機関受診日（陽性が判明した日） | 令和 年 月 日 |
| 医師より療養が必要とされた期間 | 令和 年 月 日まで |

令和 年 月 日

保護者氏名